

議会運営委員会所管事項調査報告書

期 日	令和5年10月17日（火）
訪問先	三重県 四日市市
出席者	川口 仁 委員長 奈良 直史 副委員長 岩崎 一弥 委員 望月 真実 委員 名切 文梨 委員 瀧口 慎太郎 委員 寺岡 まゆみ 委員 松田 則康 委員 井上 武 委員
随行者	中井 議事調査係長
調査項目	高校生議会について
調査内容	<p>18歳選挙権が始まり、子供たちの意見聴取と地方政治への関心の向上を図るとともに、今後の市政の参考とするため平成30年度から高校生議会を開催（令和3年度を除く）している。毎回30人程度が参加しており、令和5年度は北勢地区の公立の高校及び特別支援学校高等部※、市内の私立の高校及び特別支援学校高等部※（※全日制、定時制、通信制）、計33校の生徒30人程度を対象に開催する予定である。</p> <p>他自治体の市議会では、一般質問の形により質問を行い議員や執行部が答弁する形式が多いが、四日市市議会では所信表明演説を伴う議長選挙を行うこと、テーマごとに委員会に分かれて議論し意見書を取りまとめることに特徴がある。また、令和4年度からは、高校生の思いや考えを反映するためテーマをあらかじめ募集して設定している。</p> <p>このほか、四日市市議会では小・中学生向けの「よっかいち市議会だより #（ハッシュタグ）こども号」を発行するほか、出前方式により市内の学校を訪問して意見交換を行う「ワイ！ワイ！GIKAI」を実施しており、若者を対象とした活動が盛んな議会である。</p>
主な質疑	<p>Q. 議員の主な役割は。 A. 市内各高校への協力依頼、事前勉強会での説明、当日の流れの説明、委員長が意見書を取りまとめている間の高校生議員への対応等である。</p> <p>Q. 参加者の確保に苦労することはあるか。 A. 市内には、地域で活躍する人材を育てることを掲げる学校、地域課題を同世代と議論するいい機会ととらえる学校、自分たちの声を伝えるよい機会と考える学校があり一定数の参加が見込まれるため、今のところ開催が危ぶまれるようなことはない。</p> <p>Q. 提出された意見書の取扱いは。 A. 議長から所管の常任委員会へ申し入れ、それを基に常任委員会が所管事務調査を実施するなど議会内で活用している。市長には提出していない。</p>

議会運営委員会所管事項調査報告書

期 日	令和5年10月18日（火）
訪問先	三重県 伊勢市
出席者	川口 仁 委員長 奈良 直史 副委員長 岩崎 一弥 委員 望月 真実 委員 名切 文梨 委員 瀧口 慎太郎 委員 寺岡 まゆみ 委員 松田 則康 委員 井上 武 委員
随行者	中井 議事調査係長
調査項目	1. 高校生議会について 2. 委員会のオンライン開催について
調査内容	<p>1. 高校生議会について</p> <p>三重県では県議会が県内の高校生を対象とした高校生議会を開催しているが、南北に長い地域であることから伊勢市の高校生が参加しづらいという状況があるため、伊勢市の高校生が参加できる機会を創出することを目的に令和元年度から開催（令和2年、3年度を除く）している。毎回20人程度が参加しており、令和5年度は市内の市立・私立高校9校から8校23人の参加があった。</p> <p>議会は、質問に対して市職員役を担う議員が答弁する形で進行するが、高校生議員はパネルを作成したり校内アンケートを実施して市政に対する提案を行ったりするなど、各高校の特色を生かした質問を行っている。</p> <p>このほか、伊勢市議会では市民を対象とした議会ツアーを令和4年度から実施しており、令和4年度は小学校4校と法人1団体、令和5年度は9月末時点で小学校9校を受け入れている。</p> <p>本市議会では、平成26年度から令和4年度までに小・中学生を対象（第2回以降は中学生を対象）とした「あつぎ子ども議会」を4回開催しているが、運営方法や議員の関わり方、対象者等に対する意見が出ているため、今後の開催に当たっては、四日市市議会及び伊勢市議会の先進事例を大いに参考としたい。</p>
主な質疑	<p>Q. 質問の持ち時間を設けているか。 A. 1校につき15分としている。</p> <p>Q. 市政に対する議員の考えは様々だが、答弁に当たり心がけたことは。 A. 議員の主観が入らないよう、執行部と打合せした上で答弁している。</p> <p>Q. 答弁内容は事前に高校生に渡しているのか。 A. 再質問できるように、事前に学校に渡している。</p> <p>Q. 市政等への要望の取扱いは。 A. 市長部局と情報共有している。</p>

<p>調査内容</p>	<p>2. 委員会のオンライン開催について</p> <p>生命に重大な影響を及ぼす恐れのある感染症等で招集場所への参集が困難な場合、大規模災害等の発生により招集場所への参集が困難な場合を想定し、令和4年12月定例会において委員会条例及び会議規則を一部改正した。オンライン出席の対象となるのは議員であり、議会事務局職員や執行部職員、傍聴者は対象外となっている。また、採決は挙手により行っている。</p> <p>実績としては、令和5年2月8日に開催した総務政策委員会及び同委員協議会において委員1人がオンラインにより参加した。大きなトラブルもなく会議を行うことができたが、オンライン委員が複数となった実績がなく、そうなった場合に備えて設備・運用の検証が必要であること、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されオンライン会議用ソフトを使う機会が減っており、いざオンラインで出席するときソフトを使えるのかということが課題であり、定期的にオンライン会議の接続テストを行っていくべきということであった。</p> <p>本市議会におけるオンライン委員会開催の検討に当たり、実績のある市議会の意見は大いに参考としたい。</p>
<p>主な質疑</p>	<p>Q. オンライン委員会導入の協議に当たり時間を要した点は。</p> <p>A. 委員長が委員会室に参集できない場合の運営方法である。</p> <p>Q. オンラインで参加した議員の反応は。</p> <p>A. 実際に委員会室にいる場合と異なり、周囲の状況が分からないという意見があった。また、その他の意見として、以前オンライン会議ソフトを起動した際にバージョンアップを求められ会議に遅れそうになったことがあったため、普段からオンライン会議の環境をチェックしておく必要があるという意見があった。</p> <p>Q. 日常的にオンライン会議（委員会以外）を行っているか。</p> <p>A. 2月以降、開催していない。</p> <p>Q. オンライン会議ソフトでの背景画像の考え方は。</p> <p>A. 運営要綱で、委員会に関係しない映像や音声が入り込まないように努めなければならないとしている。</p>